

放送番組の編集の基準

当社は衛星を利用した基幹放送業務を行うにあたっては、独創性と品格を重んじ、放送の公共性を尊重し放送法に従って新時代にふさわしい番組提供を行う。

放送番組の編集に当たって次の点に考慮しながら、内容の充実に努める。

1. 放送を通じて文化教養の向上、産業・経済の繁栄に役立ち、平和で豊かな社会の実現に寄与するため、民主主義の精神にのっとり、基本的人権、法と秩序を尊重し、言論・表現の自由を守る。
2. 放送番組は、公安及び善良な風俗を害さないものとし、視聴者の生活、とりわけ児童・青少年及び家庭に与える影響を考慮して、新しい世代の育成に貢献するとともに、社会生活に役立つ情報と健全な娯楽を提供し、視聴者の生活を豊かにするように努める。また、成人番組は編成しない。
3. 人権侵害、著作権侵害、差別を肯定するような表現は極力避け、適正な言葉と映像を用いる。
4. 暴力行為・性に関する事柄は、社会的影響を自覚し、視聴者に困惑・嫌悪の感じを抱かせないように努める。
5. 政治に関しては、政治的に公平な立場を守り、一党一派に偏らないように注意する。信教の自由及び各宗派の立場を尊重し、他宗・他派を中傷・誹謗する言動は取り扱わないようにする。
6. 報道を行うにあたっては事実を客観的に正確、公平に伝え、真実に迫るための最善の努力を傾ける、意見の別れている問題については、出来る限り多くの角度から論点を明らかにし、公正を保持する。
7. 広告はその内容が真実を伝え、わかりやすく適正な表現を用い、視聴者に役立つものであるように注意を払う。
8. 視聴覚障害者向けの解説、および、聴覚障害者向けの字幕付与をできる限り設けるものとする。但し、放送番組の権利元より供給された映像素材を加工せずに放送する場合はこの限りではない。

なお、放送番組の編集の基準を変更した場合には、放送法第5条第2項の規定に基づき、当社のホームページにより速やかに公表する。